

## 緊急対応の申し入れ書

平成 18 年 12 月 5 日

いじめ問題の解決が焦眉の急である事に鑑み、文部科学省は、以下 2 点を直ちに執り行うよう申し入れる。

( 1 ) 「規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改定)」(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定) 及び同年 6 月 26 日付け文部科学省事務連絡に基づき、該当児童生徒・保護者によるいじめへの対応を理由とする就学校変更の要望に対しては、その秘守に配慮しつつ例外なく受け入れるよう、都道府県教育委員会・市町村教育委員会に対し通達を発すること。

( 2 ) 同「3 か年計画(再改定)」(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)に基づき、学習者(児童生徒・保護者)による教員評価制度を定め、今年度中に全国的に実施の上、問題教師については退出させるための効果的な措置を取ること。

以上